

行政情報・市からのお知らせ

福祉医療費助成制度

医療費の一部を助成します

「福祉医療費助成制度」として健康保険の対象となる医療費の一部を助成しています。7月1日からの受給要件は(下表)のとおりです。新たに該当すると思われるかたは、申請してください。すでに申請済みのかたは必要ありません。

医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成28年分所得)
1 高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月(1日生まれのかたは前月までを対象)までのかた	【区分I】 市民税が課税されていない世帯であり、世帯全員に所得がないかた(年金収入が80万円以下) 【区分II】 市民税が課税されていない世帯であり、受給者本人の年金収入とそれ以外の所得の合計が80万円以下であって、要介護2以上の認定を受けているかた 保護者等の所得制限なし
2 乳幼児等医療費助成	0歳児 1歳から小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限: それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
3 子ども医療費助成	小学校4年生から中学校修了前まで ※15歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の所得制限: 扶養人数が0人の場合192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
4 母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限: それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
5 障害者医療費助成	身体障害者手帳1級~3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	
6 高齢障害者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級~3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

■福祉医療費受給者証の更新

現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは6月30日で有効期間が終了します。平成29年度(平成28年分)の所得が基準額未満のかたには、6月末に新しい福祉医療費受給者証を送付します。

■母子家庭等医療費助成制度を受給しているかたへ
まだ現況届を提出していないかたは、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。

■医療機関の適正受診にご協力を

救急の場合を除き、できるだけ平日の診療時間内に受診するなど、医療機関の適正受診にご協力ください。

問い合わせ 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076



国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

所得の減少や失業等で納付が困難な場合には「申請免除制度」や「納付猶予制度」があります。免除は本人・配偶者・世帯主の、納付猶予は本人・配偶者の前年所得等により判定されます。どちらも、年金手帳(納付書でも可)と印鑑(代理人の場合のみ)を持参のうえ申請してください。未納のままにしておくと、将来の年金額が減ったり、年金が受けられないことがあります。なお免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。(ただし、免除・納付猶予の承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には加算額が上乗せされます。)

種類	保険料
全額免除	0円
4分の1納付(4分の3免除)	4,120円
2分の1納付(2分の1免除)	8,250円
4分の3納付(4分の1免除)	12,370円

※全額免除以外は、保険料を納める必要があります。
※いずれも障害基礎年金・遺族基礎年金を請求する場合に受給資格期間に含まれます。

※平成29年6月まで全額免除・納付猶予が承認されているかたには、7月に日本年金機構から納付書が送付されますので、引き続き希望される場合は、同封の申請書を日本年金機構へ送付してください。全額免除や納付猶予の申請時に、継続を希望し承認されたかたは、再度申請する必要はありません。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

平成30年度市職員募集

芦屋市で働いてみませんか!

職種	募集人数	受験資格
一般事務職	9人程度	平成元年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成30年3月までに卒業見込みのかた
一般技術職(土木)	2人程度	昭和57年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程(修了年限2年以上)で当該専門課程を修了して卒業したかた、または平成30年3月までに卒業見込みのかた
保育職	5人程度	昭和63年4月2日以降に出生し、採用予定日において、保育士登録をし、かつ幼稚園教諭普通免許状を取得しているかた(取得見込みを含む)
消防職	8人程度	《大学卒》平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成30年3月までに卒業見込みのかた 《短大等卒》平成6年4月2日以降に出生し、学校教育法による短期大学・高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修了年限2年以上)で当該専門課程を修了して卒業したかた、または平成30年3月までに卒業見込みのかた

■募集期間 6月15日~23日(土・日を除く)午前9時~正午・午後0時45分~5時30分※郵便による申し込みは、6月22日(木)消印有効

■試験日 7月23日(日)(消防職は7月5日(水)に体力測定を実施します。)
※詳しくは市役所で配布します「採用案内」をご覧ください。※「採用案内」は、ホームページからもご覧になれます。

■問い合わせ 人事課 ☎38-2019(〒659-8501 住所不要)
消防本部総務課 ☎38-2095(〒659-0064 精道町8-26)

私立幼稚園就園奨励費補助金申請の受け付け

■対象 市内に居住(住民登録)し、私立幼稚園に在園している幼児(満3歳~5歳児)の保護者で認定条件を満たすかた

■申し込み 申請書等を、7月5日(水)までに在園している幼稚園または下記窓口へ

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

市民参画手続きの状況

市民の皆さんの声を市政に反映

施策を進めるにあたり、市民の皆さんのご意見を反映する、審議会等・ワークショップ・パブリックコメントなどの市民参画手続きの結果と今後の予定を公表します。



【平成28年度実施結果】

審議会等の活用 11件/市民提案の活用 0件/ワークショップの開催 0件/パブリックコメント(市民意見募集)の活用 10件/協議会・公聴会の開催・アンケート調査など 12件

【平成29年度実施予定】

審議会等の活用 11件/市民提案の活用 0件/ワークショップの開催 4件/パブリックコメント(市民意見募集)の活用 9件/協議会・公聴会の開催・アンケート調査など 10件

【今後のパブリックコメント(市民意見募集)予定】

名称	予定月	担当課
1 芦屋市水道ビジョン及び経営戦略	9月下旬~10月下旬	水道管理課
2 芦屋市健康増進・食育推進計画の策定	12月	健康課
3 芦屋市総合交通戦略	12月	都市計画課
4 芦屋市住宅マスタープラン	12月	住宅課
5 第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン	12月~1月	男女共同参画推進課
6 第2次芦屋市女性活躍推進計画		
7 第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画	12月~1月	障害福祉課
8 芦屋市第5期障害福祉計画	12月~1月	高齡介護課
9 第8次芦屋すこやか長寿プラン21	12月~1月	

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007